

## 第四章 発明の単一性

1. 単一性の概念	1
2. 同一の又は対応する技術的特徴	2
2.1 同一カテゴリーの独立項	2
2.2 異なるカテゴリーの独立項	3
2.2.1 物とその物を生産する方法	3
2.2.2 物とその物の用途	3
2.3 択一的な形式で記載された請求項	4
2.4 従属項	4
2.5 引用形式で記載された請求項	4
3. 発明の単一性の判断手順	5
3.1 特別な技術的特徴の予選	5
3.2 先行技術の検索	6
3.3 請求項ごとの判断	6
4. 審査に当たっての留意事項	7
5. 事例の説明	8
5.1 同一カテゴリーの独立項の単一性	8
5.2 異なるカテゴリーの独立項の単一性	14



## 第四章 発明の単一性

特許出願は1つの発明ごとに行わなければならないが、2以上の発明が1つの広義の発明概念に属するものであり、すなわち発明の単一性の要件を満たすものであれば、一の願書で特許出願することができる。本章は発明の単一性に関する基準について説明する。

### 1. 単一性の概念

特許出願は1つの発明ごとにそれぞれ行わなければならないが、出願人、公衆及び特許主務官庁の特許出願の分類、検索及び審査上の利便性を考慮の上、元来それぞれに出願すべき2以上の発明について、専利法（訳者注：日本の特許法・実用新案法・意匠法を包含）では、2以上の発明が技術上相互に関連して1つの広義の発明概念に属するものであれば、一の願書で特許出願できると規定している。

専利法でいう2以上の発明が「1つの広義の発明概念に属する」とは、2以上の発明が技術上相互に関連していることをいう。技術上の相互関連とは、請求項に記載された発明は1つ又は複数の同一の又は対応する特別な技術的特徴を有すべきであることをいう。そのうち、特別な技術的特徴（special technical feature）とは、特許出願に係る発明全体が先行技術に対する貢献をもたらす技術的特徴で、すなわち、先行技術との対比において新規性及び進歩性を具える技術的特徴をいう。2以上の発明が広義の発明概念に属するものであれば、発明の単一性の要件を満たすものとする。

2以上の発明が同一の技術的特徴を有さなくても、技術的に関連性を有する場合、対応する技術的特徴を有しているものに属する。例えば、1つの請求項に係る発明は特定形状の雌ねじのあるナットを有する一方で、もう一つの請求項は特定形状の雄ねじのあるボルトであり、当該雌雄形状のネジは相互に螺合することができる場合、前記の2つの請求項に記載された雌・雄ねじは対応する技術的特徴であると認定することができる。

特別な技術的特徴は発明の単一性を審査するために提出された概念で、出願において、異なる請求項又は同一の請求項に記載された2以上の発明が発明の単一性の要件を満たすか否かは、まず各発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有するか否かを判断した後、検索によって、当該同一の又は対応する特別な技術的特徴が先行技術に対する貢献をもたらし、各発明が相互に関連し

ていることとなるか否かを確認しなければならない。

発明の單一性の判断は請求項の記載形式による影響を受けない。異なる請求項に記載された異なる発明だけではなく、同一の請求項に択一的な形式によって記載されている異なる発明についても判断しなければならない。

発明の單一性の立法趣旨は審査資源を有効活用することにある。したがって、審査を経て特許査定された後にはじめて発明の單一性の要件を満たさないことが発見された場合、すべての請求項は特許要件を満たしていると判断済みで、社会公衆の利益を直接的に損なうことにならないことから、無効理由を構成しない。

## 2. 同一の又は対応する技術的特徴

複数の発明の間に同一の又は対応する技術的特徴が存在するか否かは、検索する前にまず判断しなければならない。本節では請求項の記載形式により、同一の又は対応する技術的特徴の具体的な判断方式を例示する。

### 2.1 同一カテゴリーの独立項

同一カテゴリーの独立項とは、各独立項の対象が物の発明又は方法の発明のいずれかであることをいう。その同一の又は対応する技術的特徴に関しては、通常、以下の状況が含まれる。

- (1) 請求項 1 は高分子化合物 A であり、請求項 2 は高分子化合物 A からなる食品容器である。異なる請求項の同一の技術的特徴は高分子化合物 A である。
- (2) 請求項 1 は特定構造を有するベアリング（軸受）であり、請求項 2 は請求項 1 の記載と同じ構造のベアリングを使用したギアボックス（歯車装置）である。異なる請求項の同一の技術的特徴はベアリングである。
- (3) 請求項 1 は、原料 C を 200℃～250℃まで加熱する工程を備えた生産物 A の製造方法であり、請求項 2 は、原料 C を 200℃～250℃まで加熱する工程を備えた生産物 B の製造方法である。異なる請求項の同一の技術的特徴は原料 C を 200℃～250℃まで加熱する工程である。
- (4) 請求項 1 は凸形握持部を備えたボールペンであり、請求項 2 は上方に凹形受け部を備えた文鎮である。明細書の記載内容から、ボールペンが収納される時、その握持部は文鎮の受け部に嵌め入れられることが分かる。異

なる請求項の対応する技術的特徴は請求項 1 の凸形握持部と請求項 2 の凹形受け部である。

## 2.2 異なるカテゴリーの独立項

異なるカテゴリーの独立項とは、各独立項の対象にそれぞれ物及び方法の請求項が含まれ、これらの発明の間に同一の又は対応する技術的特徴が存在することをいう。以下に例を挙げる。

### 2.2.1 物とその物を生産する方法

一つの独立項は物の発明であり、もう一つの独立項は当該物を生産する方法の発明である場合、これらの請求項の同一の技術的特徴はその物である。通常、以下の状況が含まれる。

- (1) 請求項 1 は特定構造 A のブレーキパッドを備えたディスクブレーキであり、請求項 2 は特定工程を備えた特定構造 A のブレーキパッドの製造方法である。異なる請求項の同一の技術的特徴は特定構造 A のブレーキパッドである。
- (2) 請求項 1 はチタン合金 X であり、請求項 2 はチタン合金 X の製造方法であり、請求項 3 は特定材質のチタン合金 X からなるメガネフレームである。異なる請求項の同一の技術的特徴は当該チタン合金 X である。

### 2.2.2 物とその物の用途

一つの独立項は物の発明であり、もう一つの独立項は当該物の用途の方法の発明である。当該物の使用が当該用途を限定する技術的特徴である場合、これらの請求項の同一の技術的特徴はすなわち当該物であると認めることができる。通常、以下の状況が含まれる。

- (1) 請求項 1 は物質 A であり、請求項 2 は物質 A を用いて殺虫する方法である。異なる請求項の同一の技術的特徴は物質 A である。
- (2) 請求項 1 は特定構造の塗装用ノズルであり、請求項 2 は特定構造の塗装用ノズルを用いた塗装方法である。異なる請求項の同一の技術的特徴は塗装用ノズルである。

### 2.3 択一的な形式で記載された請求項

択一的な形式で記載された請求項において、当該単一の請求項に記載された複数の発明は、共通内容のほか、さらに異なる選択肢の技術的特徴を有する場合、当該共通内容は複数の発明の同一の技術的特徴である。例えば、請求項 1 は特定の層状構造を備え、導線の材質が金、銀又は銅であることを特徴とする回路基板である。異なる発明の同一の技術的特徴は特定の層状構造である。

### 2.4 従属項

同一の独立項に従属している各従属項は、当該独立項のすべての技術的特徴を有するため、独立項の内容はすなわち独立項とその従属項との同一の技術的特徴である。例えば、請求項 1 は特殊な形状の羽根を備えたことを特徴とするタービンの羽根であり、請求項 2 は請求項 1 記載のタービンの羽根において、当該羽根の材質が合金 A であることを特徴とするタービンの羽根である。請求項 1 に記載されたタービンの羽根の特殊形状はすなわち請求項 1、2 の同一の技術的特徴である。

異なる独立項に従属している各従属項において、各独立項の間に同一の又は対応する技術的特徴が存在する場合、これらの独立項と従属項は同一の又は対応する技術的特徴を有する。各独立項の間における同一の又は対応する技術的特徴の判断は、「2.1 同一のカテゴリの独立項」及「2.2 異なるカテゴリの独立項」を参照されたい。

### 2.5 引用形式で記載された請求項

特許請求の範囲の 1 つの請求項又は複数の請求項が引用形式で記載される場合、引用される請求項の内容はすなわち各請求項間の同一の技術的特徴に属する。通常、以下の状況が含まれる。

- (1) 請求項 1 は特定構造を有するベアリング（軸受）であり、請求項 2 は請求項 1 に記載のベアリングを備えた支柱である。同一の技術的特徴は請求項 1 のベアリングである。
- (2) 請求項 1 は物質 A であり、請求項 2 は請求項 1 に記載の物質 A を製造する方法である。同一の技術的特徴は請求項 1 に記載の物質 A である。
- (3) 請求項 1 は物質 A であり、請求項 2 は請求項 1 に記載の物質 A を用いて殺

虫する方法である。同一の技術的特徴は請求項 1 に記載の物質 A である。

### 3. 発明の単一性の判断手順

特許請求の範囲に 2 以上の発明が含まれる場合、発明の単一性を審査する際、まず特別な技術的特徴を予選し、その次に先行技術を検索するとともに、検索された引用文献とすべての発明とを対比して発明の単一性の要件を満たすか否かを判断しなければならない。

#### 3.1 特別な技術的特徴の予選

特許請求の範囲に記載された 2 以上の発明が発明の単一性の要件を満たすか否かを審査するときは、まず明細書、特許請求の範囲及び図面に記載された先行技術を参照し、各発明の技術的特徴の中から先行技術と異なるものを特別な技術的特徴として選択しなければならない。

各発明の間に同一の又は対応する技術的特徴が存在せず、又は明細書、特許請求の範囲及び図面に記載された先行技術で各独立項における同一の又は対応する技術的特徴が公知技術に属すると認定できる場合、発明の単一性の要件を満たさないとされる。その例は、以下のとおりである。

- (1) 2 つの独立項に記載された発明はそれぞれ除草剤と草刈り機であり、除草剤の技術的特徴は組成物の成分である一方、草刈機の技術的特徴は異なる素子からなるもの及びその連結関係である場合、両者の間に同一の又は対応する技術的特徴は存在せず、発明の単一性の要件を満たさない。
- (2) 明細書、特許請求の範囲及び図面に記載された先行技術を参照し、請求項 1、3 の先行技術と異なる技術的特徴が携帯アンテナである一方、請求項 2、3 の先行技術と異なる技術的特徴は携帯スクリーンであり、かつ、携帯アンテナと携帯スクリーンが同一でも対応もしていない場合、請求項 1、2、3 の間に同一の又は対応する技術的特徴は存在せず、発明の単一性の要件を満たさない。

特別な技術的特徴を予選するときは、なるべくすべての請求項が同一の又は対応する技術的特徴を有するよう、通常、物の請求項の中から特別な技術的特徴を優先的に予選しなければならない。例えば、特許請求の範囲に化合物、組成物、化合物の製造方法及び当該化合物の用途等の異なる請求項が含まれるときは、先に技術内容の最も広い請求項（化合物の請求項）から特別な技術的特

徴を予選しなければならない。物の請求項がない限り、方法の請求項から予選される。

特別な技術的特徴の予選は後続の検索の基礎となる。一部の請求項が発明の定義又は記載要件等の拒絶理由を有さないことで、これらの請求項に対して検索を行うことができない場合、これらの請求項を特別な技術的特徴の予選対象とせず、その他の請求項を改めて予選対象とすることとする。

特別な技術的特徴の予選段階ですぐに発明の單一性の欠如を認定できる場合、先に検索をせずに、審査意見通知書（訳者注：日本の拒絶理由通知書に相当）に発明の單一性欠如の拒絶理由を指摘することができるが、審査効率を考慮した上で、一部の請求項に対して先に検索することもできる。その他の検索を経ずに拒絶査定を認定するに足りる理由がある場合、併せて通知しなければならず、出願人の応答又は補正がなされた後に再度審査を続行する。

### 3.2 先行技術の検索

先行技術を検索するときは、技術内容が最も広く、すなわち限定条件とする技術的特徴が最も少ない独立項に記載された発明から検索を始めるとともに、関連する先行技術と対比することにより、当該予選された特別な技術的特徴が請求項に記載された発明に新規性、進歩性を具備させるか否かを確認する。

先行技術を検索した後、1 つ又は複数の請求項に記載された発明が新規性、進歩性を具えておらず、又は、一部の請求項に記載された発明が新規性、進歩性を具えているが、各請求項間における同一の又は対応する技術的特徴が先行技術の内容に属すると認定する可能性がある。前述した状況の下、各請求項に記載された発明の間に同一の又は対応する技術的特徴が存在しないため、同一の広義の発明概念に属さず、発明の單一性の要件を満たさない。

先行技術を検索した後、特許請求の範囲が発明の單一性の要件を満たさないと認定した場合、先に検索を停止するとともに、次のステップの請求項ごとの判断を行うことができる。

### 3.3 請求項ごとの判断

3.2 節のステップによって検索をした後、検索された引用文献により各請求項のすべての発明に対して新規性、進歩性の判断を行うとともに、発明の單一性を満たさないか否かを判断しなければならない。その結果は、通常、以下の



ような状況を含む。

- (1) 先に予選された特別な技術的特徴によってすべての請求項が新規性及び進歩性を具えると認定できる場合、特許請求の範囲は発明の單一性の要件を満たすとされる。
- (2) すべての請求項が新規性及び進歩性を具えないと認定した場合、特許請求の範囲は発明の單一性の要件を満たさないが、すべての請求項と先行技術文献とをすでに対比済みであるため、審査意見通知書においてすべての請求項の新規性及び進歩性の欠如の拒絶理由のみを示すことができる。特許請求の範囲が発明の單一性の要件を満たさない拒絶理由は、必然的な結果に属するため、別途示さなくてもよい。
- (3) 一部の請求項が新規性及び進歩性を具えていないと認定したが、検索された引用文献によっても、依然としてその他の請求項が新規性及び進歩性を具えないと認定することができない。この時、特許請求の範囲は発明の單一性の要件を満たせず、審査意見通知書においては、一部の請求項の新規性及び進歩性の欠如及び特許請求の範囲の発明の單一性の欠如の拒絶理由を示すとともに、発明の單一性が欠如していることで検索されていない請求項も示さなければならない。
- (4) 一部の請求項が新規性及び進歩性を具えていると認定したが、その他の請求項が発明の單一性の要件を満たさないこと（例えば、請求項の同一の又は対応する技術的特徴が公知技術に属する）で検索が行われない。この時、意見審査通知書において、一部の請求項について検索した後、その新規性、進歩性の欠如を認定するに足りる引用文献が見つからないことを明記するとともに、特許請求の範囲の発明の單一性の欠如による拒絶理由及び発明の單一性欠如によって検索が行われない請求項を示さなければならない。

#### 4. 審査に当たっての留意事項

- (1) 予選された特別な技術的特徴が対応する特許出願に係るすべての発明について、検索の結果、請求項に拡大された先願の地位を具備させず、或いは先願主義に違反する先願が見つかっただけの場合、請求項の新規性・進歩性の欠如を認定するに足りる引用文献が見つからないため、依然として発明の單一性の要件を満たす。
- (2) 択一的な形式で記載された請求項について、検索の結果、請求項の中に択

一的な形式で記載された 1 つ又は複数の発明が新規性又は進歩性を具えていない場合、当該請求項に記載された複数の発明の間に同一の又は対応する特別な技術的特徴が存在しないため、発明の單一性の要件を満たさない。たとえ補正時に当該請求項に記載された複数の発明を複数の請求項に補正したとしても、依然として発明の單一性の要件を満たさない。

- (3) 独立項と従属項との間における同一の技術的特徴が独立項の内容であり、検索の結果、独立項が新規性又は進歩性を欠くと認定される場合、独立項とその従属項の間に同一の又は対応する特別な技術的特徴が存在せず、発明の單一性の要件を満たさないこととなる。補正の際に、単に独立項を削除し、さらにその他の従属項を異なる独立項に書き換えただけで、補正後の各独立項間の同一の又は対応する技術的特徴が当該削除された独立項の内容だけであれば、依然として発明の單一性要件を満たさないとされる。
- (4) 検索を経た後、一部の請求項が新規性、進歩性を具えていないことにより、特許請求の範囲に記載された各発明が発明の單一性要件を満たさないことを理由として審査意見通知書を発行することとなる。出願人が応答又は補正を行った後、原引用文献によって依然としてその発明の單一性の欠如を認定できる場合、原拒絶理由が解消されないことに属するため、拒絶査定を下すことができる。
- (5) 発明の單一性が欠如している出願に対して、出願人が分割出願の方式で異なる発明についてそれぞれ特許出願をすることができるが、審査意見通知書で自発的に分割出願するよう出願人に求めることは望ましくない。

## 5. 事例の説明

### 5.1 同一カテゴリーの独立項の單一性

#### 例 1.

〔特許請求の範囲〕

1. A を特徴とする生産物 X。
2. B を特徴とする生産物 Y。
3. A 及び B を特徴とする生産物 Z。

〔仮説〕

先行技術に対し、特徴 A 又は B を有する当該生産物は特許要件を満たし、A と B は関連性がない場合。

## 〔説明〕

請求項 1 の特徴 A は特別な技術的特徴であり、請求項 3 にも当該特徴 A があり、両請求項は同一の特別な技術的特徴を有する。同じ理由で、請求項 2 と請求項 3 は同一の特別な技術的特徴を有する。ただし、請求項 1、2 は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有さないため、請求項 1、2、3 の間には依然として同一の又は対応する特別な技術的特徴がないため、発明の單一性の要件を満たさない。しかし、出願人が分割出願をする場合、依然として異なる発明の内容について特許権を取得することができる。

## 例 2.

## 〔特許請求の範囲〕

1. 凸部構造 A を有するプラグ。
2. 構造 A と嵌合する凹形状を有するソケット。

## 〔仮説〕

先行技術に対し、特徴 A を有するプラグは特許要件を満たす場合。

## 〔説明〕

請求項 1、2 のプラグとソケットは相互に嵌合する形状を有し、対応する特別な技術的特徴に属し、発明の單一性の要件を満たす。

## 例 3.

## 〔特許請求の範囲〕

1. 映像信号を通す時間軸伸長器を有することを特徴とする送信機。
2. 映像信号を通す時間軸圧縮器を有することを特徴とする受信機。
3. 請求項 1 の送信機及び請求項 2 の受信機を含むことを特徴とする映像信号の転送装置。

## 〔仮説〕

先行技術に対し、時間軸伸長器を有する送信機及び時間軸圧縮器を有する受信機が特許要件を満たす場合。

## 〔説明〕

請求項 1 の特別な技術的特徴は映像信号の時間軸伸長器にあり、請求項 2 の特別な技術的特徴は映像信号の時間軸圧縮器にある。両者は信号の時間軸伸長と時間軸圧縮を行う際に、同一のアルゴリズムを使用しかつ両者を組合せて使用しなければならないため、対応する特別な技術的特徴に属し、請求項 3 には請求項 1、2 の対応する特別な技術的特徴が含まれているため、請求項 1～3 は

單一性の要件を満たす。

例 4.

〔特許請求の範囲〕

1. 特徴 A を有する紡織機に用いられる制御回路。
2. 特徴 B を有する紡織機に用いられる制御回路。
3. 一台の特徴 A の制御回路を有する紡織機を含む〇〇設備。
4. 一台の特徴 B の制御回路を有する紡織機を含む〇〇設備。

〔仮説〕

先行技術に対し、特徴 A を有する紡織機の制御回路及び特徴 B を有する紡織機の制御回路が特許要件を満たし、特徴 A と B は完全に関連性がない場合。

〔説明〕

特徴 A は請求項 1、3 の特別な技術的特徴で、特徴 B は請求項 2、4 の特別な技術的特徴である。A と B は全く無関連のものであるため、同一の又は対応する技術的特徴には属さない。請求項 1、3 の間に單一性の要件を満たし、請求項 2、4 との間にも單一性を満たすが、請求項 1、2、3、4 の間には同一の又は対応する特別な技術的特徴がないため、発明の單一性の要件を満たさない。

例 5.

〔申請專利範圍〕

1. ……を特徴とするフィラメント A 。
2. フィラメント A によって製造された電球 B 。
3. フィラメント A によって製造された電球 B 及び回転装置 C を設けてなる探照灯 D。

〔仮説〕

先行技術に対し、フィラメント A が特許要件を満たす場合。

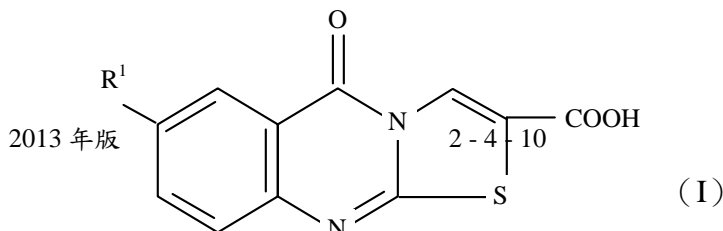
〔説明〕

請求項 1、2、3 はすべて同一の特別な技術的特徴であるフィラメント A があるため、発明の單一性の要件を満たす。

例 6.

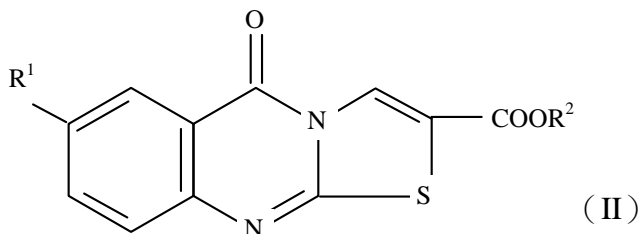
〔特許請求の範囲〕

1. 一般式[I]



[式中、 $R^1$  はメチルチオ又はメチルスルフィニル基を示す]で表されるチアジル[2, 3, -b]キナゾリン誘導体。

## 2. 一般式[II]



[式中、 $R^1$  はメチルチオ又はメチルスルフィニル基を表し、 $R^2$  はアルキルを表す]で表されるチアジル[2, 3, -b]キナゾリン誘導体。

[仮説]

先行技術に対し、請求項 2 の化合物(中間体)が特許要件を満たす場合。

[説明]

請求項 2 の化合物は請求項 1 の化合物(最終生産物)の原料として、請求項 1、2 の同一の特別な技術的特徴となるため、発明の單一性の要件を満たす。

### 例 7.

[特許請求の範囲]

1. ……を特徴とする木材パルプスラリー濃縮機用濾過円筒。
2. ……請求項 1 の濾過円筒を含むことを特徴とする木材パルプスラリー濃縮機。

[仮説]

先行技術に対し、請求項 1 の「濾過円筒」の構造が特許要件を満たす場合。

[説明]

請求項 1 の「濾過円筒」は請求項 2 の「濃縮機」の構成素子の一つであり、「濾過円筒」は 請求項 1、2 の同一の特別な技術的特徴であるため、発明の單一性の要件を満たす。

### 例 8.

[特許請求の範囲]

1. 第 1 の MIS 素子と、第 1 の MIS 素子のドレイン及びソース領域のいずれか一方の領域をゲートとし、かつ前記第 1 の MIS 素子の上部に積み重

ね形成された第2のMIS素子とを有する……マトリックス状に配列されたメモリアレイにデータ線(D1)をメモリセル間に配列し、メモリアレイをセンス線(S1)及びワード線(W1)に直交させることを特徴とする半導体RAM装置。

2. 半導体基板の一主面に形成された第1のMIS素子と、この第1のMIS素子のドレイン及びソース領域のいずれか一方の領域をゲートとし、かつ前記第1のMIS素子の上部に積み重ね形成された第2のMIS素子とを有することを特徴とするMIS型の半導体装置。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項2の「MIS型半導体装置」が特許要件を満たす場合。

〔説明〕

請求項2の「MIS型半導体装置」は請求項1の「半導体RAM装置」の構成素子の一つであり、請求項1には請求項2の内容が含まれ、「MIS型半導体装置」は請求項1、2の同一の特別な技術的特徴であることから、発明の単一性の要件を満たす。

#### 例9.

〔特許請求の範囲〕

1. バルブ(3)に係合させたバイメタル(4)と、バーナーの温度を前記バイメタル(4)に伝導するための受熱板とを有し、前記バイメタル(4)の温度が下降した時に、前記バイメタル(4)が変形することでバルブ(3)が閉じることを特徴とするガス自動遮断装置。
2. 永久磁石(19、21)と、前記永久磁石(19、21)の磁石線の通路となる少なくとも2個のサーモフェライト(20、22、23)、前記のサーモフェライト(20、22、23)の磁気吸着力で開閉位置を保持されるバルブ(25)と、バーナーの温度を前記サーモフェライト(20、22、23)に伝導するための受熱板とを有し、……温度異常時に前記サーモフェライト(20、22、23)の磁性が消失することを特徴とするガス自動遮断装置。

〔仮説〕

明細書に記載されたガス自動遮断装置の先行技術が、回路とモーターによりバルブを制御するもので、本願において、請求項に記載された2種類の機械構造が従来の電子式構造と代替できる場合。

〔説明〕

請求項 1、2 はともに「ガス自動遮断装置」であるが、請求項 1 はバイメタルの変形を利用したガス器の制御で、バイメタルを利用したバルブ制御であり、請求項 2 はサーモフェライトの異なる消磁温度を利用して、該フェライトを通す磁力線量が異なることで、バルブ位置を変更するものである。両者の間には周知のバルブ以外に、同一の又は対応する技術的特徴がないため、発明の單一性の要件を満たさない。

#### 例 10.

〔特許請求の範囲〕

1. ……本体と、……蓋体と、……蝶番(ヒンジ)部と、……勘合部とを含み、本体内部にスプリングを設けていることを特徴とするスーツケース。
2. 前記本体は四隅のコーナーが丸い長方体であることを特徴とする請求項 1 に記載のスーツケース。
3. 前記スプリングが前記本体の内側底面の対角線上と前記本体の側面に設けられていることを特徴とする請求項 2 に記載のスーツケース。
4. 前記本体の一側面に取手が設けられ、前記取手には以下の構造……を含むことを特徴とする請求項 2 に記載のスーツケース。
5. 前記本体の一側面にキャスターが設けられ、前記キャスターには以下の構造……を含むことを特徴とする請求項 2 に記載のスーツケース。
6. 前記勘合部にさらに 4 桁の数字の暗証番号鍵を含むことを特徴とする請求項 2 に記載のスーツケース。

〔仮説〕

検索の結果、引用文献においてすでに特定の形状を有するスーツケースが開示済みであり、その特定の形状の強化に用いられるスプリング及びコードロック等の構造が、請求項 1、2、3、6 の内容に対応することが分かった場合。

〔説明〕

初期判断の結果、請求項 1～6 は請求項 1 の技術内容を予選の特別な技術的特徴とすることができるが、検索の結果、請求項 1 は新規性を具えていないと認定されたため、各請求項に記載された発明間には同一の又は対応する特別な技術的特徴はなく、同一の広義の発明概念に属しないことから、発明の單一性の要件を満たさない。

請求項 2～6 は、直接又は間接に請求項 1 に従属しており、各請求項間にはすでに同一の又は対応する特別な技術的特徴はないことから、暫時さらなる検

索を中止することができ、審査意見通知書にて原引用文献の内容により請求項 1、2、3、6 が新規性、進歩性を具えないこと、及び請求項 1～6 は発明の単一性の要件を満たさないことを拒絶理由として指摘し、並びに請求項 4、5 は発明の単一性の要件を満たさないことから検索をしておらず、出願人の応答がなされた後に再度審査を続行する旨を明記しなければならない。

## 5.2 異なるカテゴリーの独立項の単一性

### 例 1.

〔特許請求の範囲〕

1. 生産物 X。
2. 工程 J、工程 K、工程 L を含むことを特徴とする生産物 X の製造方法 A。
3. 工程 M、工程 N、工程 O を含むことを特徴とする生産物 X の製造方法 B。
4. 工程 P、工程 Q、工程 R を含むことを特徴とする生産物 X の製造方法 C。

〔仮説 1〕

先行技術に対し、生産物 X は特許要件を満たす場合。

〔説明 1〕

請求項 1 の生産物 X は物の請求項 1 及び方法の請求項 2、3、4 と同一の特別な技術的特徴を有するため、発明の単一性の要件を満たす。

〔仮設 2〕

先行技術に対し、生産物 X が特許要件を満たさない場合。

〔説明 2〕

請求項 1 の生産物 X が特許要件を満たさない時、請求項 1、2、3、4 間にはすなわち同一の又は対応する特別な技術的特徴はないため、発明の単一性の要件を満たさない。

出願人が補正時に請求項 1 を削除した場合、補正後の請求項 1、2、3（補正前の請求項 2、3、4）は発明の単一性の要件を満たすか否かは、これらの請求項間に同一の又は対応する特別な技術的特徴があるか否かを改めて判断する必要がある。

### 例 2.

〔特許請求の範囲〕

1. 化合物 X。
2. ……の工程を含むことを特徴とする化合物 X の製造方法。



3. 化合物 X の清潔剤としての応用。

〔仮説 1〕

先行技術に対し、化合物 X が特許要件を満たす場合。

〔説明 1〕

請求項 1 の化合物 X はすなわち請求項 1、2、3 間の同一の特別な技術的特徴であるため、発明の單一性の要件を満たす。

〔仮設 2〕

先行技術に対し、化合物 X が特許要件を満たさない場合。

〔説明 2〕

請求項 1 の化合物 X が特許要件を満たさない場合、審査意見通知書にて化合物 X が特許要件を満たさないこと及び請求項 1～3 が発明の單一性の要件を満たさないことを指摘しなければならない。

特許請求の範囲における請求項 1 を削除する補正を行った後、請求項 2、3 間の同一の技術的特徴が依然として化合物 X である時、それは特別な技術的特徴には属さないことから、その他の同一の又は対応する技術的特徴がない状況において、請求項 2、3 は依然として発明の單一性の要件を満たさない。

### 例 3.

〔特許請求の範囲〕

1. ……その伸び率が 0.2% 時の引張強度が  $50\text{kg}/\text{mm}^2$  を超過することを特徴とする高強度、耐食性のステンレススチールベルト。
2. ……の工程を含む、請求項 1 のステンレススチールベルトの製造方法。

〔仮説〕

先行技術に対し、伸び率が 0.2% 時の引張強度が  $50\text{kg}/\text{mm}^2$  を超過するステンレススチールベルトが特許要件を満たす場合。

〔説明〕

請求項 1 のステンレススチールベルトの特別な技術的特徴は「その伸び率が 0.2% 時の引張強度が  $50\text{kg}/\text{mm}^2$ 」であり、請求項 2 の方法は明細書に記載された該引張強度のステンレススチールベルトを生産するために採用された方法であり、たとえ請求項 2 に請求項 1 の当該特別な技術的特徴が記載されていなくても、明細書ですでにこの事項を明確に開示しているため、それらの工程は請求項 1 の内容に対応する特別な技術的特徴であるため、発明の單一性の要件を満たす。

## 例 4.

〔特許請求の範囲〕

1. 防臭物質 X を有する塗料。
2. 次の：
  - (1) 圧縮空気で塗料を霧状にスプレーし；
  - (2) 電極装置 A にその霧状の塗料を通過させて帯電させた後に製品へスプレッシングする工程を含む、請求項 1 の塗料を応用して製品に塗布する方法。
3. 電極装置 A を含むスプレッシング設備。

〔仮説〕

先行技術に対し、物質 X を含む塗料が特許要件を満たし、電極装置 A もまた特許要件を満たす場合。

〔説明〕

物質 X を含む塗料は、請求項 1、2 の同一の特別な技術的特徴で、電極装置 A は請求項 2、3 の同一の特別な技術的特徴であるが、請求項 1、3 項は同一の又は対応する特別な技術的特徴がないので、請求項 1～3 項は発明の單一性の要件を満たさない。

## 例 5.

〔特許請求の範囲〕

1. 塗料 A を技術条件 B によって紡織材料にスプレーコーティングすることを特徴とする紡織材料の処理方法。
2. 請求項 1 の方法のスプレーコーティングによって製成される紡織材料。
3. スプレーノズル C を有し、それによって塗料を均一に紡織材料にスプレーできることを特徴とするスプレッダ。

〔仮説〕

先行技術にはすでに紡織品の塗料処理方法が開示されているが、請求項 1 に記載された塗料 A と技術条件 B を開示しておらず、請求項 2 の紡織材料には予測できなかった特性があり、請求項 3 のスプレーノズル C も特許要件を満たす場合。

〔説明〕

請求項 1 の特別な技術的特徴は塗料 A 及び技術条件 B で、塗料 A 及び技術条件 B で紡織品を処理した後、請求項 2 に記載された紡織材料を得られる。請求項 1、2 項の同一の特別な技術的特徴は、すなわち当該紡織材料であるため、

發明の單一性の要件を満たす。ただし、請求項 3 のスプレッタのスプレーノズルは前述した特別な技術的特徴とは異なり、また対応もしていないため、請求項 1～3 は發明の單一性の要件を満たさない。

#### 例 6.

〔特許請求の範囲〕

1. ……工程 A を実施するための設備。
2. ……工程 B を実施するための設備。
3. 請求項 1 の設備を使用する工程 A 及び請求項 2 の設備を使用する工程 B を順次実施する半導体コンポーネントの製造方法。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 3 の製造方法は特許要件を満たすが、工程 A、B は同一でも対応でもない場合。

〔説明〕

工程 A を実施する設備は請求項 1、3 の同一の技術的特徴で、工程 B を実施する設備は請求項 2、3 の同一の技術的特徴であるが、請求項 1、2 は同一の又は対応する特別な技術的特徴がないため、請求項 1～3 は發明の單一性の要件を満たさない。

#### 例 7.

〔特許請求の範囲〕

1. ……コイルロープ構造を含むことを特徴とする光ファイバーケーブル。
2. ……コイル状に捻る工程を含むことを特徴とする光ファイバーケーブルの製造方法。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「光ファイバーケーブル」に含まれるコイルロープ構造が特許要件を満たし、請求項 2 の製造方法に含まれるコイル状に捻る工程が、光ファイバーケーブル製造時に当該コイル状に捻る構造を形成するものである場合。

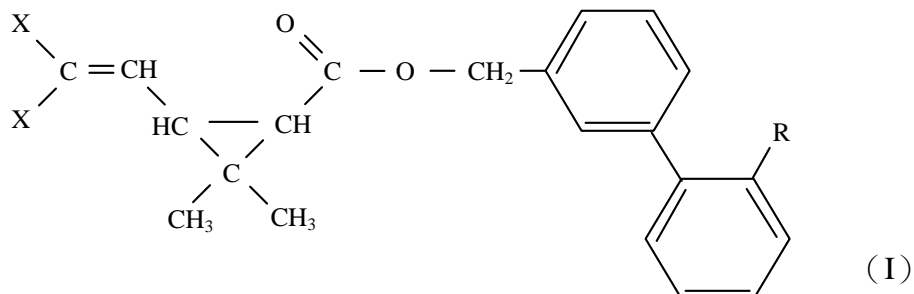
〔説明〕

請求項 2 のコイル状に捻る工程の技術的特徴は、請求項 1 のコイルロープ構造の技術的特徴と対応するため、發明の單一性の要件を満たす。

#### 例 8.

〔特許請求の範囲〕

## 1. 一般式(I)



〔式中 X は塩素又は臭素を表し、R はハロゲン、低級アルキル基、トリフルオロメチル基又は低級アルコキシ基を表す〕で表されるシクロプロパンカルボン酸エステル誘導体。

2. 請求項 1 記載の少なくとも 1 つの化合物を有効成分として含む殺虫剤組成物。
3. 昆虫の駆除が望まれる場所に請求項 1 記載の少なくとも 1 つの化合物の有効量を施用することを特徴とする殺虫方法。

〔仮説〕

先行技術に対し、請求項 1 の「シクロプロパンカルボン酸エステル誘導体」が特許要件を満たす場合。

〔説明〕

請求項 2 の「殺虫組成物」は請求項 1 の「シクロプロパンカルボン酸エステル誘導体」を含み、請求項 3 の「殺虫方法」は請求項 1 の「シクロプロパンカルボン酸エステル誘導体」を使用する方法であるので、請求項 1 の化合物は請求項 1、2、3 の同一の特別な技術的特徴であることから、発明の單一性の要件を満たす。

## 例 9.

〔特許請求の範囲〕

1. ……を特徴とする電源の整流回路。
2. ……を特徴とする多孔質シリコン青色発光ダイオードの製造方法。

〔説明〕

請求項 2 の「青色発光ダイオードの製造方法」は請求項 1 の「整流回路」とは関係がないことから、請求項 1、2 は同一の又は対応する特別な技術的特徴

を有さないため、発明の單一性の要件を満たさない。

**例 10.**

〔特許請求の範囲〕

1. ……を特徴とする液相中での芳香族化合物の硝化(ニトロ化)反応の方法。
2. ……を特徴とする液相中での芳香族化合物の硝化反応による反応熱を除去する装置。

〔説明〕

請求項 2 の「液相中での芳香族化合物の硝化反応による反応熱を除去する装置」は、請求項 1 の「硝化反応方法」を実施するために使用される装置でない場合、請求項 1、2 は同一の又は対応する特別な技術的特徴を有さないため、発明の單一性の要件を満たさない。

**例 11.**

〔特許請求の範囲〕

1. 陽極室、陰極室と阻隔板……を含むことを特徴とする細胞破碎電解装置を有する微小流体装置（マイクロ流体装置）。
2. 前記陽極室の前記入口から前記陽極室溶液を導入し……、前記陰極室の前記入口から前記陰極室溶液を導入し……、の方法を含む請求項 1 の微小流体装置を使用した細胞破碎方法。

〔説明〕

請求項 2 の細胞破碎方法の工程において、請求項 1 の破碎装置を使用しており、同一の技術的特徴が請求項 1 の装置であるため、請求項 1、2 は発明の單一性の要件を満たす。